「不正改造車を排除する運動」について

暴走行為や過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路 交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等による 生活環境の悪化要因となり、一般市民の方々から、排除を強く求められて います。

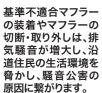
このため、毎年、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正 改造車排除の社会的気運を高め、車両の安全確保・環境保全を図り、安全 安心の確保を確実に実現する取り組みです。

「不正改造車を排除する運動」の強化月間(1カ月間)を設けて、重点的に 自動車使用者等への周知活動を行ってまいります。



このような改造は

マフラーの 消音器の 取り外し





🔼 タイヤ及びホイールの車体 (フェンダー)外へのはみ出し



適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体 に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。 また、車体から突出することもあり、歩行者等に危 害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

🔁 運転者席・助手席の窓ガラスへ の着色フィルム等の貼付け (貼付状態で可視光線透過率70%未満)





4 基準外ウイングの取付け

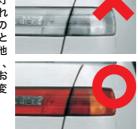


車体からはみ出したウィングは、歩行者等に接 触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危 険です。

5 灯火類の灯光の色を変更 クリアレンズ等不適切な灯火器

及び回転灯等の取付け

制動灯、方向指示 器等はそれぞれ灯 光の色が定められ ており、その他の 色を使用すること は誤認を与え、他 の交通を阻害し、 事故を誘発するお それがあり、大変 危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

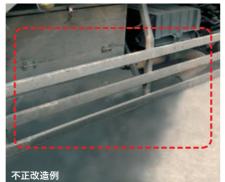
の解除・取外し

⑥ A.荷台さし枠の取付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取外し



🖸 ディーゼル自動車が排出する 😯 速度抑制装置(スピードリミッター)





🕜 前面ガラス等への 装飾板の装着

迷惑黒煙車

連絡先





次ラな不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。 北海道運輸局 011-200 2750 不正改造車

> 北陸信越運輸局 025-285-9155 近畿運輸局 06-6949-6453 関東運輸局 045-211-7254 中国運輸局 082-228-9142

> 東 北 運 輸 局 022-791-7534 中部運輸局[黒煙] 052-952-8044

四国運輸局 087-802-6783 九州運輸局 092-472-2537

沖縄総合事務局 098-866-1837





不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送 協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、 (一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品 アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

下正改造等の主な事例

)内燃機関を原動機とする自 動車には、騒音基準値等に 適合する消音器を備えなけ ればならない。 (道路運送車両の保安基準 第30条)

触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。 (道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション

○切断等により、ばねの一部 又は全部が除去されていな

(道路運送車両の保安基準 第14条)

番号灯

尾灯

○白色であること。 (道路運送車両の 保安基準第36条)

制動灯

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合

後退灯

○赤色であること。 (道路運送車両の 保安基準第37条)

○赤色であること。 (道路運送車両の

○白色であること。

(道路運送車両の

保安基準第40条)

保安基準第39条)

車幅灯

方向指示器

○点滅回数が毎分60回以上、120回以下である こと。(道路運送車両の保安基準第41条)

後部反射器

)赤色であること。 (道路運送車両の保安基準第38条)

する消音器を備えなければならない。 (道路運送車両の保安基準第30条)

○触媒等が取り外されていないこと。

(道路運送車両の保安基準第31条)

基準外のウイング

又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)

ても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

(道路運送車両の保安基準第34条)

)側方への翼形状を有していないこと。

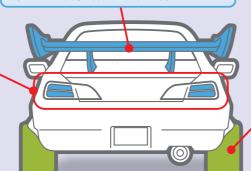
確実に取り付けられていること。

○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体

※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であっ

)鋭い突起がないこと。

)その付近の最外側、最後端とならないこと。 等 (道路運送車両の保安基準第18条)



シートベルトリマインダーの不正解隊

②運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転 者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示 等を、機具を用いて不正に解除すること。

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

)指定以外のステッカー貼付は不可。

○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席 の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透 過率が70%未満のものは不可。 (道路運送車両の保安基準第29条)

歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。 (道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

音が自動的に断続するものは不可

一音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変 化させることができるものは不可 (道路運送車両の保安基準第43条)

○白色又は淡黄色であること。 ○同時に3個以上点灯しないこと。 (道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(デイライト)

○赤色でないこと。 ○光度300cd以下であること。 ○点滅しないこと。 (道路運送車両の保安基準第42条)

回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるも のでないこと。 (道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認

○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備 えなければならない。 (道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次架装

新規検査受検後に燃料タンクの増設。 | 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。 等 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう 燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑 に行えるものであること。

速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッ カーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面 に貼付されていること

(道路運送車両の保安基準第8条)

回転灯

)緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。

(道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であること。 (道路運送車両の保安基準第31条)



普通貨物自動車には、巻き込み防止装 置を備えなければならない。 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付 けがないこと。

荷台の一部を高くする等の改造がないこと。

(道路運送車両の保安基準第27条)

足入防止装置

○自動車の後面には、突入防止装置を備え

(道路運送車両の保安基準第18条の2)

型後部反射器

○貨物普通自動車には、後部反射器を備え るほか、大型後部反射器を備えなければ ならない。

(道路運送車両の保安基準第38条の2)



<u>↑</u> 大丈夫ですか? あなたのクルマ







不正改造車の 使用者

整備命令の発令

▶整備命令に従わない場合については 50万円以下の罰金 不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は 30万円以下の罰金



平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車(~125cc)、軽二輪自動車(125~250cc)にもこの基準は適用されます。

騒音低減機構を容易に除去できる マフラーの装着を禁止

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で 取り付けられていないもの。

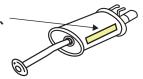
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、 接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

- (1) 次のいずれかの表示があるマフラー
 - (イ)自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、 商標等



(ロ)装置型式指定品表示(自マーク)



(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)

(例) 確認機関の略称 → ABC-21100908P 原動機型式 近接排気騒音値 識別番号

確認機関の略称のサンプル例









(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

(二)協定規則適合品表示 (Eマーク)



(木) 欧州連合指令(EU指令) 適合品表示(eマーク)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員 11 人以上又は車両総重量 3.5 トンを超える自動車の場合を除きます。)

- ② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー
 - (イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等
 - ■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。
 - (ロ)加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等
 - ■外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。 (ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)
 - COC ペーパー (EU 指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)
 - WVTA ラベル又はプレート (EU 指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式 認可番号が表示されているもの)

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が 注意! 認できない場合、基準不適合となります。

参考: 不正改造に 関する罰則

基準に適合するものの例

不正改造車の 使用者

▶整備命令に従わない場合については 50万円以下の罰金

不正改造を 実施した者

6ヶ月以下の懲役又は 30万円以下の罰金

整備命令の発令